

平成 28 年第 2 回定例会

# 駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会 会 議 録

平成 28 年 8 月 17 日

駿 東 伊 豆 消 防 組 合 議 会

平成 28 年第 2 回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録目次

会 期 日 程	目 2
付議事件等一覧	目 3

[ 8 月 17 日 (水)]

1 開会及び開議の宣告	3
2 会議録署名議員の指名	3
3 諸般の報告	4
4 会期の決定	4
5 報第 1 号から議第 3 号までの 4 件一括上程、説明、質疑、討論、採決	5
6 消防行政に対する一般質問	15
7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出	23
8 管理者挨拶	24
9 閉会の宣言	24

平成28年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会期日程

日数	月日	曜日	開議時刻	区分	内容
1	8月17日	水	午後2時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 諸般の報告 会期の決定 報第1号、認第6号、議第2号、 議第3号の説明 質疑 討論 採決 消防行政に対する一般質問 議会運営委員会の閉会中の継続調査 閉会

## 付議事件等一覧

- 1 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）
- 2 認第 6号 平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算の認定について
- 3 議第 2号 駿東伊豆消防組合関係人等の実費弁償に関する条例の制定について
- 4 議第 3号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について

平成28年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会会議録

平成28年8月17日（水）午後2時 開会

於 議 場

---

○出席議員（18名）

1番	稲葉富士憲	2番	鈴木照久
3番	米山祐和	4番	秋山治美
5番	飯田桂司	6番	梅原正次
7番	尾藤正弘	8番	片岡章一
9番	長沢正	10番	鈴木克政
11番	水口哲雄	12番	塚平育世
13番	原喜久雄	14番	山田直志
15番	永岡康司	16番	梶泰久
17番	渡邊博夫	18番	植松恭一

---

○欠席委員等（なし）

---

○欠 員（なし）

---

○地方自治法第121条の規定による出席者

管理者	栗原裕康	副管理者	佃弘巳
副管理者	森延彦	消防長	平井貴
消防部長	山中史隆	警防部長	橋本博
総務課長	小森泉	予防課長	渡邊肇
警防救急課長	山本竜也	通信指令課長	今井將一朗

第1方面  
本部長兼  
沼津北  
消防署長

宮代正一

第2方面  
本部長兼  
田方中  
消防署長

梅原繁一

第3方面  
本部長兼  
伊東消防  
署長

石井義仁

清水町  
消防署長

山本道雄

東伊豆  
消防署長

久我谷 精

田方北  
消防署長

山下克俊

田方南  
消防署長

植田敏嗣

会計室長

長岡弘繁

---

○議会事務担当職員

書記長 玉川 稔

書記 矢ノ下 健一郎

書記 廣瀬 光晴

書記 水口 忍

書記 草場 大介

○議事日程

平成28年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会議事日程

平成28年8月17日（水曜日） 午後2時 開会

第1 会議録署名議員の指名

第2 諸般の報告

第3 会期の決定

第4 報第 1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）

第5 認第 6号 平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算の認定について

第6 議第 2号 駿東伊豆消防組合関係人等の実費弁償に関する条例の制定について

第7 議第 3号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について

第8 消防行政に対する一般質問

第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査

---

○本日の会議に付した事件

日程のとおり

---

○会議

◎開会及び開議の宣告

○議長（植松恭一）

皆さん、こんにちは。

ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してございますので、御了承願います。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（植松恭一）

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員を議長から指名いたします。

2番 鈴木照久議員、16番 梶 泰久議員を指名いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（植松恭一）

次に、日程第2 諸般の報告をいたします。

最初に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、旧田方地区消防組合会計に係る平成28年1月、2月、3月の定期監査結果報告及び駿東伊豆消防組合会計に係る4月、5月、6月の定例検査結果報告が監査委員から報告書として提出され、その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎会期の決定

○議長（植松恭一）

次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を願います。

議会運営委員会委員長 渡邊博夫議員。

○17番議員（渡邊博夫）

平成28年第2回定例会につきまして、議会運営委員会を本日午後1時から、植松議長に御出席をいただき、委員全員の出席のもと開催をいたしました。

その概要について御報告を申し上げます。

今定例会に提出されます議案は、管理者提出議案が4件でございます。内容といたしましては、報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）、認第6号 平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算の認定について、議第2号 駿東伊豆消防組合関係人等の実費弁償に関する条例の制定について、議第3号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてとなっております。

なお、議案質疑の通告につきましては、ございませんでした。

次に、消防行政に対する一般質問ですが、通告者は3名となっております。

最後の日程といたしましては、議会運営委員会の閉会中の継続調査について御審議をいただきます。

以上のことから、会期につきましては、本日1日と決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（植松恭一）

お諮りいたします。



本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、1日と決定いたしました。

---

◎報第1号から議第3号までの4件一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（植松恭一）

次に、日程第4 報第1号 専決処分の報告について（交通事故損害賠償額の決定）から日程第7 議第3号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）まで、以上4件を一括議題といたします。

この4件に対する当局の説明を求めます。

○管理者（栗原裕康）

今回提出しております議案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

報第1号の報告案件につきましては、交通事故損害賠償額の決定の専決処分について御報告するものであります。

次に、認第6号の決算案件につきましては、平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算の御認定をお願いするものであります。

次に、議第2号の条例案件につきましては、駿東伊豆消防組合関係人等の実費弁償に関する条例の制定について御議決をお願いするものであります。

次に、議第3号の予算案件につきましては、平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）について御議決をお願いするものであります。

各議案の概要につきましては以上でございますが、細部につきましては、消防部長から説明いたしますので、よろしく御審議の上、御認定、御議決をいただきますようお願いするものでございます。

○消防部長（山中史隆）

各議案につきまして、提案理由の補足説明を申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

初めに、報第1号 専決処分の報告についてでございます。

本案は、地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、損害賠償の額について専決処分いたしましたので、御報告するものであります。

内容といたしましては、議案書の3ページをお開きください。

本件は、平成28年6月18日、清水町消防署の救急自動車は普通走行中に損害賠償の相手方所有の車両に接触し、車両を損傷させた事故で、賠償額12万674円をもって示談が成立したため、本年7月25日、専決処分したものであります。

次に、議案書の5ページをお開きください。

認第6号 平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

議案を朗読します。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成28年8月17日提出。

駿東伊豆消防組合管理者 沼津市長 栗原裕康。

続きまして、別冊決算書6ページ、7ページをお開きください。

平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算事項別明細書を御説明いたします。

歳入、1款1項1目市町分担金16億9,201万6,000円、1節通常経費市町分担金15億4,178万5,000円、2節庁舎建設費市町分担金1億3,852万8,000円、3節広域市町負担金1,170万3,000円であります。また、備考欄には、各構成市町の負担金額を記載しております。

なお、庁舎建設分担金のうち、伊豆市については、田方南消防署の土地取得に係る償還分も特別分担金として加えてあります。

次に、2款1項1目1節総務手数料は、141万6,700円、内容としては、手数料条例に基づくもので、危険物施設等申請手数料、各種証明手数料、煙火消費許可手数料などであります。

次に、4款1項1目1節消防施設補助金は1,425万7,000円で、内容としては、車両整備事業や高度救命処置用資器材等の整備に対する補助金であります。内訳は、車両整備事業の水槽付消防ポンプ自動車に1,000万円、救急自動車に積載する高度救命処置用資器材等に425万7,000円であります。

次に、5款1項1目1節利子及び配当金の7万4,724円は、消防基金の利子であります。

次に、8ページ、9ページをお開きください。

5款1項2目1節建物貸付収入の72万円は、田方中消防署1階の一部を田方歯科医師会の事務所として貸しているものであります。

次に、6款1項1目1節消防基金繰入金は3,780万6,000円、7款1項1目1節前

年度繰越金は2,268万5,111円、8款1項1目1節預金利子は15万6,820円で、この預金利子は、歳計金の利子であります。

同款2項1目1節雑入は1,069万3,694円で、主な内訳としては、備考欄の一番上にあります、静岡県消防学校に派遣している職員の人件費として、県から841万1,052円、その下にあります、自動販売機設置収入56万4,932円、御嶽山の噴火に伴い緊急消防援助隊として派遣した救助隊員の活動負担金88万7,000円が主なものであります。

次に、10ページ、11ページをお開きください。

9款1項1目1節組合債は4億3,120万円で、内訳としては、消防指令センター庁舎改修整備事業に4,960万円、高機能消防指令センター整備事業に3億8,160万円であり、歳入合計は22億1,102万6,049円になります。

次に12ページ、13ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款1項1目議会費は34万260円で、内容としては、備考欄にありますとおり報酬、費用弁償、通信運搬費であります。

次に、2款の総務費は5億7,618万6,236円、同款1項1目一般管理費は5億7,613万8,531円になります。

8節報償費は3万2,669円で、内容としては、春・秋の火災予防週間中に、防火ポスターコンクールを行い、その記念品等を購入したものであります。

11節需用費は132万4,713円で、消防組合出納の口座振替通知書、救急活動に使用する傷病程度確認書の印刷製本費を初め、関係法規の追録費であります。

12節役務費は267万9,054円で、内訳は、郵便料金後納に対する通信運搬費が20万1,907円、救急車に積載している酸素ボンベや火災などで隊員が使用する空気呼吸器のボンベの容器検査手数料、浄化槽法定点検の手数料、パソコン等のセキュリティー対策の手数料等に185万542円、建物災害共済の保険料などに62万6,605円となっております。

次に、13節委託料の4,518万6,005円の主なものとしては、備考欄13節の上から6つ目の無線設備保守点検委託料210万1,356円で、内容としては、全87機の消防無線の保守点検に係る経費で、基地局、移動局、携帯局の各無線装置を年1回点検などをするものであります。

その2つ下のSBSシステム保守点検委託料の92万3,659円は、財務会計、給与管理、備品管理のシステムに関する保守点検費であります。

備考欄の下から2つ目の通信指令システム保守点検委託料の1,361万8,800円は、田方中消防署にありました通信指令装置と各署所及び各車両の指令端末機器に係る点検委託料であります。

次に、15ページをお開きください。

備考欄の上から2つ目、同じく13節の環境衛生管理委託料308万160円は、ビル管理衛生法の特定建築物に該当する田方中消防署の管理委託費、また、備考欄13節下から2番目の財務会計・人事給与システム拡張委託料の1,674万円は、駿東伊豆消防組合の財務会計及び職員の人事給与に対応させるため、システムの拡張を委託したものであります。

次に、13ページにお戻りいただきまして、14節使用料及び賃借料の4,449万6,749円の主なものは、15ページの備考欄14節の上から7つ目の寝具類借上料で222万9,120円、3つ下の電子計算機借上料316万7,220円、その2つ下、AED借上料114万9,216円、その5つ下、指令台機器借上料2,292万6,750円、その下、消防OAシステム予防係パッケージ借上料432万2,151円、3つ下、指令回線関係借上料268万4,563円が主なものであります。

17ページにまいりまして、備考欄一番上の同じく14節里山基地局専用線使用料194万661円は、伊豆市の土肥地区にあります無線基地局と通信指令室を結ぶ専用線の借上料であります。

再び、13ページにお戻りいただきまして、15節工事請負費215万4,600円、この内訳は、17ページ備考欄の上から6つ目、合同庁舎・中消防署1階事務室改修工事96万1,200円、その下の自動火災報知設備移設工事99万3,600円、その下、田方南署階段室西側漏水改修工事19万9,800円であります。

再び13ページにお戻りいただきまして、19節負担金補助及び交付金は4億7,641万5,741円で、この内訳は、17ページ備考欄中ほどの消防救急デジタル無線設備整備と駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会で進めておりました消防指令センター庁舎改修整備、高機能指令センター整備、駿東伊豆地区消防救急広域化協議会に係る一部事務組合設立準備経費が主なものであります。

再び13ページにお戻りいただきまして、25節積立金は374万1,000円であります。

次に、16ページ、17ページをお開きください。

2款2項1目監査委員費の4万7,705円は、監査委員2名に係る経費で、定期監査4回と決算審査を行っております。

次に、3款の消防費となります。

3 款消防費14億3,553万8,706円、3 款 1 項 1 目一般管理費14億534万9,555円、2 節給料5 億8,793万5,604円、これは、一般職員の給料及び手当等になります。

3 節職員手当は4 億8,513万3,393円で、内訳は備考欄に記載のとおりであります。なお、不用額474万3,607円のうち 300万円は、災害対応用に計上しているものであります。

次に、4 節の共済費は1 億9,245万9,648円であります。

18ページ、19ページをお開きください。

9 節旅費は448万2,230円、11節需用費は3,891万6,157円で、内容としては、修繕料、消耗品費、被服費等であります。

次に、12節役務費は126万3,638円で、内容としては、手数料の車検代行手数料、保険料では、自動車損害共済保険と自賠責保険になります。

次に、13節委託料は376万5,668円で、内訳としては、職員健康診断委託料 330万5,668円、気管挿管病院実習委託料46万円であります。

次に、18節備品購入費は8,302万9,290円で、内訳としては、水槽付消防ポンプ自動車4,708万8,000円、高規格救急自動車3,369万9,002円であります。

次に、19節負担金補助及び交付金は742万3,927円で、内容としては、消防学校、消防大学校及び救急救命士養成所の教育研修及び技術研修などの経費であります。

次に、27節公課費は94万円で、車両15台分の自動車重量税であります。

その下の2 目からは、各庁舎の活動費となります。

初めに、3 款 1 項 2 目合同庁舎活動費1,261万5,530円、20ページ、21ページにまいりまして、3 款 1 項 3 目北署活動費840万5,451円、3 款 1 項 4 目南署活動費 676万 7,690円、3 款 1 項 5 目西所活動費240万480円であります。各署所の活動費の内訳は、各車両の燃料費、光熱水費、備品購入費などが含まれております。

18ページ、19ページにお戻りいただきまして、3 款 1 項 2 目合同庁舎活動費の内訳は11節需用費で1,088万4,816円、主なものは、車両14台分の燃料費であります。

12節役務費の115万5,128円は、電話等の通信運搬費であります。

18節備品購入費は57万 5,586円で、主なものは21ページ備考欄の訓練用人形で、実際の人間の体重を想定した70キログラムの重量がある人形であります。

次に、3 款 1 項 3 目北署活動費は840万5,451円で、主なものは、11節需用費 766万 1,742円で、車両9 台分の燃料費であります。

次に、3 款 1 項 4 目南署活動費は676万7,690円で、主なものは、11節需用費の632万167円で、車両10台分の燃料費であります。

次に、3款1項5目西所活動費は240万480円で、主なものは、11節需用費 211万2,208円で、車両3台分の燃料費であります。

次に、4款公債費1億5,391万3,643円、1項公債費1目元金、23節償還金利子及び割引料の1億4,288万7,242円は、庁舎建設事業及び通信指令施設整備事業等であります。

2目利子、23節償還金利子及び割引料1,102万6,401円の内訳につきましては、さきの元金と同様な事業に加えて車両整備事業による利子の償還であります。

25万5,000円の流用は、繰上償還する際、市町村振興協会から元金と利子を一括で納入するよう指示があったため、利子分を元金に流用し対応したものであります。

次に、22ページ、23ページをお開きください。

5款予備費500万円の支出はありませんでした。

歳出の合計は、21億6,597万8,845円であります。

次に、25ページをお開きください。

財産に関する状況の田方南消防署の土地は、田方地区消防組合で起債を起こして購入し、名義も田方地区消防組合でありましたが、実情は伊豆市が特別分担金として田方地区消防組合に起債償還金分を納入していたものであることから、年度中の繰上償還により伊豆市に土地名義を変更いたしました。

次に、26ページをお開きください。

下の表の基金ですが、記載のとおり、年度末残高は、3,982万8,000円であります。

次に、議案書にお戻りいただきまして、7ページをお開きください。

議第2号 駿東伊豆消防組合関係人等の実費弁償に関する条例の制定についてでございます。

本案は、地方自治法第207条の規定に基づき、駿東伊豆消防組合の機関の請求により出頭し、または参加した者に対する実費弁償に関し、必要な事項を定めるものでございます。主な内容は、組合議会または監査委員等の請求により出頭した関係人または参考人等に対して駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例に準じて、旅費等の実費を支給するものであります。

次に、議案書の9ページをお開きください。

議第3号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてでございます。

第1表歳入歳出予算補正につきましては、議案書の10ページ及び11ページに記載のとおりであります。

補正予算の詳細につきましては、14ページからの歳入歳出補正予算事項別明細書で御説明いたします。

それでは、議案書の14ページ、15ページをお開きください。

まず、歳入についてでございます。

1款1項1目市町負担金、2節個別経費負担金、6の東伊豆町に399万1,000円を追加し、市町負担金の総額を53億717万5,000円といたします。これは、一部人件費等に不足が生じたため、必要な調整をしたもので、この財源は東伊豆町の個別経費特別負担金といたします。

次に、8款1項1目繰越金、1節前年度繰越金に3,104万8,000円を追加し、繰越金の総額を4,504万8,000円といたします。これは、旧田方地区消防組合会計に係る前年度繰越金の確定に伴うもので、増額の理由は、駿東伊豆消防組合設立準備経費負担金、駿東伊豆地区消防通信指令事務協議会負担金及び水槽付消防ポンプ自動車等が入札により予算額を下回ったためであります。

次に、9款2項1目雑入、1節雑入、8の田方基金収入に1,937万5,000円を追加し、雑入の総額を5,264万8,000円とするものであります。これにつきましても、旧田方地区消防組合会計に係る田方基金の確定に伴うもので、増額の主な理由は、水槽付消防ポンプ自動車等の購入に係る財源として充当することとしていた経費を、入札より購入費が予算額を下回ったことから、基金から充当する額を減じたことによるものです。

続きまして、歳出について御説明いたします。

議案書の16ページ、17ページをお開きください。

2款1項1目組合管理費、25節積立金、3の市町消防基金積立事業、田方基金新規積み立てに4,718万3,000円を追加し、組合管理費の総額を1億1,096万円といたします。これは、旧田方地区消防組合会計からの前年度繰越金及び田方基金の増額に伴うものであります。

次に、3款1項1目職員人件費、4の東伊豆町派遣職員給与支給事業、2節給料に69万7,000円を追加し、3節職員手当等に329万4,000円を追加します。これは、歳入で説明した東伊豆町の特別負担金を充当するものであります。

次に、同款同項同目職員人件費、6の組合採用職員給与支給事業、2節給料476万9,000円を減額いたします。この減額は、消防本部に係る臨時嘱託職員の雇用継続に伴う財源とするものであります。

2節給料は、予算編成時においては24人の新規採用職員の決定がなされていない

ことから、予算不足を防止するため、全ての大専学校卒業者の初任給等相当額で予算計上されておりましたが、実際の採用者との差異から、臨時嘱託職員の雇用継続に係る財源として組み替えるものであります。

このことから、3款1項1目職員人件費、2節給料は、東伊豆町の2節給料に追加した69万7,000円と相殺されて、407万2,000円の減額になります。

1目の職員人件費としては、2節給料と3節職員手当等で相殺されて77万8,000円の減額となることから、総額は46億6,502万6,000円になるものであります。

次に18ページ、19ページをごらんください。

3款2項1目消防署所運営管理費、6の消防本部運営管理事業、4節共済費に22万9,000円を、7節賃金に135万8,000円を、同款同項2目警防管理費、6の消防本部警防管理事業、4節共済費に22万9,000円を、7節賃金に141万円を、同款同項4目予防管理費、1の予防管理事業、4節共済費に21万2,000円を、7節賃金に133万1,000円をそれぞれ追加いたします。これは、先ほど臨時嘱託職員の雇用継続に係る財源として組み替えた予算を充当するものであります。

次に、3款3項2目消防庁舎維持管理費、11節需用費、3の田方消防庁舎維持管理事業、修繕料に324万円を追加し、消防庁舎維持管理費の総額を5,338万7,000円といたします。これは、田方北消防署の空調設備が故障し、取り急ぎ交換修理をする必要が生じたため、この事業の財源は、旧田方地区消防組合会計の前年度繰越金等であります。

以上が管理者提出議案であります、報第1号から議第3号までを一括して提案理由の補足説明申し上げます。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

#### ○議長（植松恭一）

当局の説明が終わりました。

ここで、平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算につきまして、監査委員から審査の意見書が提出されておりますので、審査報告を求めます。

議員選出監査委員、2番 鈴木照久議員。

#### ○2番議員（鈴木照久）

決算審査の結果報告をさせていただきます。

平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算審査の意見書については、お配りしてあるとおりでございます。

地方自治法の規定により、審査に付された平成27年度田方地区消防組合会計歳入



歳出決算について、決算書及び関係帳簿、証書類の審査を平成28年7月14日に駿東伊豆消防本部にて、相原代表監査委員とともに実施した結果、決算計数はいずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算において、歳入総額は22億 1,102万 6,049円、歳出総額は21億6,597万8,845円、歳入歳出差引額は4,504万7,204円でございます。

歳入歳出が前年度対比増額になった主な理由として、歳入においては、基金からの繰り入れ、起債による高機能消防指令センター整備事業債及び消防指令センター庁舎改修整備事業債があったこと、歳出においては、起債した消防指令センター整備事業費を負担金として沼津市に納入したほか、財務会計・人事給与システム拡張委託料、駿東伊豆消防組合設立準備経費等によるものと考察されます。

構成市町からの負担金、県の補助金等、運営経費の主財源は税金であることを改めて認識し、事業の執行に当たっては、節約に努め、経費削減の努力を怠らないよう指示いたしました。今後なお一層の健全で良好な経営に努めていただきますようお願いいたします。

結びに、地域住民の安心安全を確保するため、これからも消防組合の職員並びに関係各位が一丸となって御尽力いただきますようお願い申し上げまして、決算審査の報告とさせていただきます。

以上でございます。

#### ○議長（植松恭一）

これよりただいま説明のありました各案件に対する質疑を伺うことといたします。

報第1号、認第6号、議第2号、3号、以上4件に対する質疑に入ります。質疑の通告がありませんので、質疑を終わりたいと思います。質疑を打ち切ります。

報第1号は、地方自治法第180条第2項の規定に基づく報告事項でありますので、報告があったことを御了承願います。

次に、認第6号、議第2号、3号、以上3件に対する討論を伺うことにいたします。

最初に、認第6号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

認第6号 平成27年度田方地区消防組合会計歳入歳出決算の認定についてを採決

いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、認第6号は認定されました。

次に、議第2号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第2号 駿東伊豆消防組合関係人等の実費弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第2号は可決されました。

次に、議第3号に対する討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

ないようですので、討論を終わりたいと思います。討論を打ち切ります。

採決いたします。

議第3号 平成28年度駿東伊豆消防組合会計補正予算（第1回）についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第3号は可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後2時36分

---

再開 午後2時44分

○議長（植松恭一）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎消防行政に対する一般質問

○議長（植松恭一）

次に、日程第8 消防行政に対する一般質問を行います。

発言の通告がありますので、順次発言を許します。

6番 梅原正次議員。

○6番議員（梅原正次）

6番 梅原正次です。

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

質問事項ですが、2020年東京オリンピック・パラリンピックの一部の競技が当組合管轄地域内で開催されますが、そのためにどのような準備と体制づくりが求められるのか質問をいたします。

まず、質問の内容が3つばかりありますが、まず1点、管轄地内の医療機関との連携はどのようにしていくのかお尋ねをいたします。

2番、オリンピック組織委員会との間に連絡のルートはつくるつもりがあるのかどうか、そういうことをお聞きしたいと思います。これは、伊豆市では、今1名をオリンピック委員会に派遣をしております。

それから3つ目として、外国人の選手を初めお客様、観光客も見学客もいっぱい来られると思うのですが、その対応をどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

それから、質問の趣旨になりますが、伊豆市では、市長を初めオリンピック担当職員が現在、県サイクルスポーツセンターの職員とともにリオに視察に行くなど、オリンピック支援の準備が進んでいるようですが、当消防組合としてはどのような体制で臨む予定なのかお伺いします。

また、選手がけがをした場合のみならず、マウンテンバイクでは屋外の立ち見席が1万人以上になる見込みで、猛暑による体調不良も数多く预期されております。外国人に対しての言葉の障害もさることながら、宗教的なものによっては、他人が触れることがタブーなんていう場合も考えられるそうであります。結成以前の各消防本部においても経験のない分野であり、速やかに準備に入る必要があると思います。オリンピックを成功に導くために、どうぞ御協議をお願いいたします。

以上です。

○警防救急課長（山本竜也）

2020年東京五輪自転車競技の一部種目が当組合管轄地域内で開催されるが、そのためにどのような準備と体制づくりが求められるかのうち、まず、管轄地域内医療機関との連携はどのようにしていくのかについてお答えをいたします。

管轄地域内医療機関との連携につきまして、多くの来場者に対応するためには、医療機関側の受け入れ体制の問題が非常に重要でありますことから、県メディカルコントロール協議会や地域メディカルコントロール協議会を通じ、管轄地域内の医師会と連携を図るとともに、関係省庁等の動向を注視しながら、今後の対応について検討してまいります。

また、多数の傷病者を想定した訓練の充実を図るとともに、高度救急救助資機材等の整備拡充に努めてまいります。

以上でございます。

○総務課長（小森 泉）

五輪組織委員会と、その間に連絡ルートはつくられているか、これについてお答えします。

2020年にオリンピック・パラリンピック東京大会及びその前年に開催されるラグビーワールドカップ2019に際し、全国消防長会では、開催地の消防本部及び総務省消防庁等の関係機関との連携体制を確保するとともに、万全な消防特別警戒体制及び必要な各種要望活動等の実施を強力に推進するため、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等特別委員会が設置され、当消防本部からも消防長が特別委員会の委員、総務課長が作業部会員に選任されております。

当組合管内では、自転車競技の開催が予定されているため、今後は当大会の安全かつ円滑な運営に向け、多くの機関と連携を図る必要があることから、職員の派遣について打診されております五輪組織委員会への職員派遣も含め検討してまいります。

○通信指令課長（今井将一郎）

外国人の対応をどのように考えているのかについてお答えいたします。

外国人の対応につきましては、現在、国連の公用語であります6カ国語の救急対応カードを全ての救急車に積載し対応をしているところであり、また、緊急通報を受信する指令センターでは、多言語に対応するため、英語、韓国語、中国語を初めとする10カ国語で会話が可能となるよう、あらかじめ緊急通報における質問事項を登録しております。しかしながら、ヒアリング等会話における課題や、宗教上の理

由による対応等、さまざまな問題がございます。

そのような中、国においては、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、複数言語の医療通訳を派遣できる体制等の整備を進めていることから、関係省庁の動向を注視するとともに、県や各市町の国際交流協会に協力を求めながら、今後の対応について検討してまいります。

以上でございます。

○議長（植松恭一）

以上で梅原正次議員の一般質問は終了いたしました。

次に、14番 山田直志議員。

○14番議員（山田直志）

通告に基づきまして質問させていただきます。

3点質問を通告させていただいておりますので、簡明に質問はさせていただきたいと思っております。

まず第1点で、今後の広域化についての対応をお伺いいたします。

特に、とりわけ下田地区消防組合との協議の現状、これが現在どうなっているのか、また、合意や確認事項があるのか、この点についてまずお伺いいたします。

○総務課長（小森 泉）

下田地区消防組合との協議・合意事項についてお答えいたします。

平成25年4月1日付で駿東伊豆地区及び下田地区の消防救急広域化の協議に関する覚書を交換しております。平成33年ころを一つの目途として、消防救急広域化の協議をしていくように合意された内容でございます。

また、平成27年1月に駿東伊豆地区消防救急広域化協議会で策定いたしました広域消防運営計画において、両組合が緊密に連携し、統合の時期等について、調整を図った上で協議を行うものと明文化されております。

以上です。

○14番議員（山田直志）

そうしますと、これは確認事項があるということなのですが、協議に対する協議機関というものなんていうのは増設をされているのでしょうか。この辺に対して、組合はどういうふうに今後対応していくということになるのでしょうか。

○総務課長（小森 泉）

今後の組合の対応についてですが、平成28年4月に発足した当組合ですので、まずは、この組合の足元を固める、これに重点を置いております。先に答弁しました

とおり、広域消防運営計画に基づき、平成33年ころを一つの目途として消防救急の広域化について、組合間で話し合いを進めていくと、このような予定であります。以上です。

○14番議員（山田直志）

1 問目はそういうことで伺って、今後の対応を待ちたいと思います。

2 つ目に、市町消防団との連携と役割分担についてお伺いしたいと思います。

火事の際は、今後、消防団は組合消防の指揮下に入るといふふうに伺っておりますけれども、災害有事に対して連携をとる事項と市町の首長が指揮に当たる事案があるかと思いますが、この辺の区別はどうなっておりますか、伺いたいと思います。

2 点目に、火災発生時における組合消防と市町消防団との役割分担について、基本的にどういうふうにこれを考えていったらいいのか、我々新しく広域化になったということで、この辺についての状況について十分理解できないものですから、基本的な考え方をお聞かせください。

○警防救急課長（山本竜也）

お答えをいたします。

市町の消防団との連携と役割分担についてについてのうち、初めに、火災の際、市町の消防団は消防署の指揮下に入ると聞いたが、さまざまな災害・有事に対して連携をとる事案と、市町の首長が指揮する事案に区別はあるのかについてお答えをいたします。

消防団につきましては、消防組織法により、消防長又は消防署長の所轄のもとに行動すると規定されており、常備消防と消防団は全ての災害に対し、相互に連携し活動することが基本となります。その中で、市町の首長が指揮をする事案でございますが、自然災害等で市町の災害対策本部が設置された場合、首長の指示により活動することが想定されますが、基本的には常備消防も出動をいたしますので、地元消防団と連携して活動することになりますので、事案による明確な区別はございません。

続きまして、次に、火災発生時に組合消防と市町の消防団の役割分担はどうなっているかについてお答えをいたします。

組合消防と市町の消防団の役割分担につきましては、原則として、広域前と同様に、消防団が先着した場合は、初期消火の活動等を行っていただき、常備消防が到着した時点で後方支援を担っていただくこととなりますが、本年4月1日、広域化

が発足しましてからは、火災を初めとする災害が発生した場合、各方面で指揮隊が出動いたします。指揮隊が出動し、指揮本部を設置いたしますので、その中で、常備消防と消防団が協議を行い、災害の態様や規模を勘案して活動方針を決定し、相互に連携して活動を行うこととなります。

以上でございます。

○14番議員（山田直志）

大体の骨格はわかりました。

1つ、我が町としての町民要望として非常に高い問題がございまして、火災発生時、とりわけ強風などにより延焼の危険性が高いと判断されるような場合について、組合消防や市町の消防団についてどう対応されるか。とりわけ、昔からうちの町の場合では、サイレンを鳴らして消防車等が出動していたということから、サイレント等を鳴らしていただけないかというような住民要望が非常に高い案件でございますが、いかがでしょうか。

○警防救急課長（山本竜也）

火災が発生した場合に、強風などにより延焼の危険性が大と判断された場合に、組合消防と市町の消防団がどのように対応するかについてお答えをいたします。

先ほど答弁させていただきましたとおり、火災を初め、災害が発生した場合は、指揮隊が出動し、指揮本部を設置しますので、その中で、大隊長が強風などにより延焼の危険性が大と判断した場合には、第二出動を要請し、常備消防及び消防団の増隊を行い、連携して活動を行うこととなります。

サイレンの吹鳴の関係につきましては、第三方面隊につきましては、伊東市、東伊豆町が合同で災害に対応いたしますので、伊東市のほうのサイレンは鳴動して、緊急車両についてはサイレンを吹鳴して、東伊豆町のほうに入ることとなります。

以上でございます。

○14番議員（山田直志）

基本ラインはわかりました。

次に、最後の質問に移りたいと思うんですけれども、職員のメンタルヘルスの対策について伺いたいと思うんですが、基本的なヘルスチェック等の法的な問題も出てきていましたけれども、この職員のメンタルヘルスへの計画と整備・進行については現在どのように対応されておりますでしょうか。

○総務課長（小森 泉）

職員のメンタルヘルスの計画と整備・進行状況についてお答えいたします。

職員の健康管理につきましては、定期健康診断や衛生委員会において取り組んでおります。

平成27年の労働安全衛生法の改正により、ストレスチェックが義務づけられたため、本年11月にストレスチェックを実施し、今後におきましても継続的に行ってまいります。

また、ストレスチェックは当組合の産業医の指導のもとで行うため、分析結果に基づき、職員個人に対しては、本人の希望により個別診断等を行い、メンタルの不調を未然に防ぐとともに、衛生委員会と協力して、職場環境等の改善に努めてまいります。

以上です。

#### ○14番議員（山田直志）

基本点を伺いました。

メンタルヘルスという点で、一次予防的な観点から、最後に幾つか質問したいと思うんですが、VDT、いわゆるパソコン等の作業が指令センター等では多くなっていると思うんですが、この作業について、いわゆる厚生労働省が定めてありますVDT作業ガイドライン等に適合した勤務体制になっているかどうかというのが1点。

広域化により、どうしても無線や電子機器を活用されるという作業が多くなってくるんですが、一方で、職員間において阻害感の要因ともなり得ますが、この点で、指令センターの職員と現場での職員間との連携を改善する問題ですとか、地域等を回る、よく把握するというような問題について、位置づけて対応されるかどうか。

また、ストレスという点では、ストレスアプリ等が既に開発されておりますけれども、こういうものを導入するというふうなお考えはないでしょうか。

#### ○総務課長（小森 泉）

それでは、私から、まずVDTによるガイドラインについてお答えいたします。

勤務の特性上、指令センター内に拘束されることとなるんですが、119番通報がない時間等においては、適宜の作業休止や小休止、これが可能なため、ガイドラインに沿った勤務体制であると、このように認識しております。また、指令センター職員に限らず、毎日勤務を行っている職員についてはVDT作業に従事をしておりますので、これも先ほど申し上げましたように、11月にVDT作業健康診断を実施する予定であります。



以上です。

#### ○通信指令課長（今井將一朗）

次に、機械に依存した業務は職員の中に疎外感を生むのではないかについて、お答えします。

電子機器を活用した消防活動及び指令業務の実施につきましては、広域化前において既に沼津市、田方、伊東市及び清水町の各消防本部において運用実績があるため、現在においても問題はないと考えております。

また、指令センター職員と現場職員間のコミュニケーションを図る方策及び管内地理の把握につきましては、指令センター職員が管内地域を踏査して行う地理研修を既に5回実施しております。その中において各署所を訪問するなど、積極的に顔の見える関係を築いておるところであります。

なお、現場職員につきましても、地理の把握が消防業務において最も重要な業務のうちの一つであることから、日々、管内巡視を実施するとともに、地水利の検討会などを行い、所管エリアの把握を行っているところであります。

以上です。

#### ○総務課長（小森 泉）

最後に、ストレスアプリの導入の検討についてお答えいたします。

先ほどの答弁でもいたしました。ストレスチェックにつきましては、健康診断の一環として取り組んでおります。ストレスアプリの導入につきましては、職員個人が行うものと認識しておりますので、組織としてどのような対応がとれるか、これらについて研究をしてまいりたいと思います。

以上です。

#### ○14番議員（山田直志）

職員というのは本当に大事な、命にかかわるお仕事でもありますし、その点からお願いしたいのは、やっぱりそういう大事な仕事、職務職責を持っているということでの配慮、また、特に消防に関して見ますと、労働組合がないというような点もございます。衛生委員会等での活用というものが期待されるわけですが、そういう観点があります。さらに、今回広域化が進められたということで、各市町の消防団なんかも、沼津を中心に合体をしてきたという形態があります。

こういうことで、各それぞれ、寄せ集めというわけではありませんけれども、統合されてきた消防署等々の職員に対しても十分配慮をしていただきたいと、そのことをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（植松恭一）

以上で山田直志議員の一般質問は終了いたしました。

次に、16番 梶 泰久議員。

○16番議員（梶 泰久）

管内地域住民への広報活動について、2点伺いたいと思います。

ことし4月1日に駿東伊豆消防組合が発足し、はや4カ月半が経過しました。この間、管内では火災を初めとする各種災害や救急車の要請において、出動隊数の増加や現場到着時間の短縮など、広域化前と比べてさまざまなメリットが出ていると聞いております。

一方、広報活動においては、これまで各市町の消防本部として住民に対し実施しており、これからは広域多数となる管内4市3町の住民に広報を実施しなければならないことから、その手法においては、さまざまな工夫が必要であると考えます。

また、管内のみならず、駿東伊豆消防組合を全国に向けて発信することも今後必要であると思われます。行政や消防が行う広報は、地域住民のニーズに沿った施策を適時適切かつ効率・効果的な実施というそれぞれの任務を果たすために、個々の課題に応じて、行政機関と地域住民との間の適切なコミュニケーションを確保することもさることながら、これからは全国に向けて広報することも、消防組合を運営する上で重要な施策の一つだと認識しております。

消防組合の発足以来、5月24日には、平成28年第1回臨時会、また、本日は第2回定例会が開催されております。これからも年2回の定例会と、必要に応じて臨時会が開催されるものと思われますが、ここで質問をいたします。

これら議会活動について、管内住民や全国に向けてどのような方法で活動内容を伝えていくのか伺いたいと思います。

また、議会のみならず、駿東伊豆消防組合の消防本部及び消防署のさまざまな活動を管内住民や全国に向けて幅広く広報し御理解をいただくことで、管内住民とのよりよい関係が築けるとともに、本組合の知名度が上がれば消防行政を運営する上でよりよい方向に向かうものと思われますが、ここで2点目の質問をいたします。

今後、これらの周知方法をどのように考えているか伺いたいと思います。

○総務課長（小森 泉）

地域住民に対する議会活動の伝達方法や駿東伊豆消防組合の活動などの周知方法についてお答えいたします。

まず、地域住民に対する議会活動の伝達方法ですが、現在、駿東伊豆消防組合としてのホームページを開設し、その中で、駿東伊豆消防組合議会について掲載させていただいております。記載内容につきましては、組合議員名簿や役職、そして前回5月に開催いたしました臨時会の会議録など、地域住民の方々に組合議会の活動について周知をしております。

また、報道機関に対しましても議案集を配布し、記事にさせていただくよう協力を求めています。

次に、駿東伊豆消防組合の活動などの周知方法ですが、先ほど答弁しましたとおり、駿東伊豆消防組合ホームページにおいて、本組合の概要、組織機構図、各署所連絡先などを初め、例規集、議会関係、災害発生件数など多種多様な情報を発信しております。また、新着情報としてもタイムリーな話題を掲載するように心がけ、ここ最近では、消防救助技術関東地区指導会の水上の部において優秀な成績をおさめ、8月24日愛媛県松山市で開催される全国消防救助技術大会への出場が決定したことから、管理者等へ報告を行いましたので、その内容を掲載いたしました。

また、ホームページのみならず、報道機関への情報提供や投げ込みを率先して行うことで、地域住民を初め、幅広く駿東伊豆消防組合の活動をお知らせしているところでもあります。

ただ、議員御指摘のとおり、駿東伊豆消防組合の活動を幅広く発信し周知することは非常に重要であり、まだまだ本組合は知名度が足りないと認識していることから、今後につきましても、ホームページをさらに充実させることはもちろんですが、先進広域消防の例を参考に、周知方法について検討し、情報を広く発信していく所存でございます。

以上です。

○議長（植松恭一）

以上で梶 泰久議員の一般質問は終了しました。

これで消防行政に対する一般質問を終わります。

---

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出

○議長（植松恭一）

次に、日程第9 議会運営委員会の閉会中の継続調査につきましてお諮りいたします。

会議規則第14条第2項により、次回会議日程等について、議会運営委員会委員長

から閉会中の継続調査としたい旨、申し出がありましたので、閉会中の継続調査として、議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出どおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

◎管理者挨拶

○議長（植松恭一）

以上で本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

ここで管理者から挨拶を行いたい旨の申し出がありますので、これを許可します。

○管理者（栗原裕康）

平成28年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

今定例会に御提出させていただきました各議案につきましては、慎重ご審議の上、ご議決賜り、厚くお礼申し上げます。

組合議員の皆様におかれましては、今後とも管内消防行政発展のため、御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げますとともに、皆様方がますます御健勝にて御活躍されますよう、心からご祈念申し上げます。

大変簡単でございますけれども、私からの閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（植松恭一）

これをもって、平成28年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後3時10分 閉会

---

○地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年8月17日

議 長 植 松 恭 一

議 員 鈴 木 照 久

議 員 梶 泰 久